告示第 　　号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十四条第一項の規定により、被災市街地における建築制限の区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、（縦覧位置）において閲覧に供する。

年　 月　 日

（指定者名）

一　建築制限の区域

|  |  |
| --- | --- |
| 市町村名 | 区域 |
|  | （大字名を列挙） |

二　建築制限の内容

一の区域内においては、建築物（次に掲げるものを除く）の建築を禁止する。

１　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で次に掲げるもの

ア　既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する付属建築物（階数が２以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の新築、改築若しくは増築

イ　現に農林漁業を営む者のための物置、作業小屋その他これらに類する建築物（階数が２以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の新築、改築若しくは増築（新築若しくは改築に係る部分の床面積又は増築後の床面積の合計が９０㎡以下であるものに限る。）

２　非常災害のため必要な応急措置として行うもの

３　都市計画事業の施行として行うもの

４　国、都道府県若しくは市町村又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行うもの

５　停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の建築

６　工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置き場その他これらに類する仮設建築物の建築

７　その他、区域内の市町村の意見を聴き、その復興にかかる事業の施行に支障がないと（指定者名）が認めるもの

三　建築制限の期間

年 　月　 日 から 同年　 月 　日までの間